

第91回 人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 平成30年11月8日（木）10：00～12：20

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、北村 行伸、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【審議協力者】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室：中村世帯統計官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 国民生活基礎調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 ただ今から第91回人口・社会統計部会を開催します。お忙しい中、御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、10月12日に開催いたしました前回部会に引き続きまして、国民生活基礎調査の変更について審議を行います。

なお、本日は、勝浦専門委員及び黒澤専門委員は、所用により御欠席です。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 本日の配布資料につきましては、資料1として、前回部会で整理・報告が求められた事項に対する調査実施者の補足説明資料、資料2-1として、審査メモを再配布しています。また、資料2-2として、審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答につきまして、前回の審議等も踏まえて一部差し替えた資料をお配りしています。このほか、参考として、先月10月25日に開催された第127回統計委員会に報告した前回部会の審議状況をまとめた資料と、席上配布資料として、1枚紙になりますが、その際の統計委員会での各委員の意見をまとめた資料をお配りしています。ここまでの資料につきまして、不足等ありましたら、事務局までお申し付けください。

以上です。

○**白波瀬部会長** ありがとうございます。それでは、具体的な審議に入る前に、3つほど御了解をお願いしたいと思います。

まず1点目につきましては、今後の審議スケジュールについてです。今回の国民生活基礎調査の審議につきましては、当初、本日を含めまして、計2回の審議を予定しておりましたけれども、前回の審議状況や、後ほど紹介させていただきます、統計委員会における意見等を総合的に判断いたしまして、丁寧に審議する時間が必要と判断いたしました。このため、お忙しいところ、誠に恐縮ですが、予備日として設定しておりました11月19日月曜日に3回目の部会を開催させていただきたいと思っております。皆様には引き続き御了解・御協力いただけますと大変幸いです。よろしくお願いいたします。

2点目につきましては、本日の審議の進め方についてです。本日の部会では、まず、前回部会において委員等から再整理・追加説明を求められた事項を中心に、前回答申における今後の課題に対する調査実施者の補足説明を踏まえて審議いたします。前回部会でも申し上げましたとおり、今後の課題への対応状況の確認は、今回の部会審議における中心的な議事であるため、丁寧に審議を進め、部会における共通認識を得たいと考えています。その後、審査メモに沿って、今回の変更計画に関する審議を進めたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

最後、3点目ですが、本日は12時までの審議を予定しておりますけれども、審議の状況によりましては、予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと思っております。その場合、御予定のある方は、退席いただいて結構です。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、具体的な審議に入ります前に、10月25日開催の統計委員会において、前回部会の審議状況について報告した際に、委員から意見がありましたので、その内容について事務局から紹介をお願いいたします。

○**小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官** それでは、席上配布資料を御覧ください。先月開催されました統計委員会で、部会長から部会の審議状況を御報告いただきましたが、その際に委員から御意見がありましたので、その内容について御紹介をさせていただきます。

まず、1点目ですが、推計方法の選択について、統計委員会で一種のスタンダードのようなものを打ち出すことにより、調査実施者が最終的な結論にたどり着きやすくなるのではないかという御意見がありました。

これに対し、2つ目のところですが、部会長から、本来であれば、どのような検証が行われて、現行の推計方法が適当との結論に至ったのか説明がなされるべきところ、既に検証済みの推計方法について、用いるデータのみを新しいものに変えて検証した結果をもって正しいと結論付けるのはどうなのか。どの推計方法を使うのが適切かという判断を、実質的な審議を行う部会ではなく、統計委員会で示すということになると、部会での議論の位置付けが難しくなる。推計方法の選択を含めた説明責任を調査実施者だけが負うべきという議論も難しいとは思いますが、これまで現行の推計方法による結果数値を公表してき

たという責任がある中で、今後どう展開していくべきかというときに、変える責任は持ち得ないという説明は厳しいのではないかという御発言がありました。

最後の3つ目のところですが、西村委員長から、推計方法をどうするか検討するに当たっては、現行の推計方法のどこが問題なのかを明確にする必要がある。十分かつ重要な情報提供がなされずに、現行の推計方法が適当と結論付けるのは問題であり、検証結果の原因分析や更なる改善に向けた方策の検討についての意気込みが足りず、不十分である。部会審議で出された意見と問題意識は合致しているので、部会で十分な審議が行われるようお願いしたい。調査実施者には、部会における意見を真摯に受け止め、統計改革の理念に沿って、国民生活基礎調査の更なる改善に向けて、前向きな対応を強くお願いしたいという御発言がありました。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今御報告がありました意見のうちの1点目につきましては、今回の国民生活基礎調査を含めまして、統計調査横断的な意見ですので、統計委員会全体としての検討・議論に委ねたいと思います。

2点目の御意見につきましては、先ほど説明したように、本部会としても、丁寧に議論を尽くしたいと考えておりますし、調査実施者におきましても、御指摘を踏まえつつ、是非、前向きかつ積極的な対応をお願いしたいと思います。

なお、本調査の部会報告に直接関連する話ではありませんけれども、10月25日開催の統計委員会では障害者統計に関する情報提供が行われ、その中で紹介された関連議連による提言において本調査の名称が例示されておりましたので、この点についても併せて御報告いたします。

それでは、資料1に基づきまして、前回部会において整理・報告が求められた事項について審議を行います。前回部会では、6点ほど追加説明が必要とされたところです。1点目は、世帯主の年齢階級別の世帯の構成割合。2点目は、全国消費実態調査との所得分布等の比較結果。3点目は、過去に行った推計方法の検証結果と採用に至らなかった具体的な理由。4点目は、母子世帯の推計値が国勢調査結果と乖離する理由、5点目は、世帯構造別の層と拡大乗数の考え方及び世帯類型別に層化した拡大乗数の設定の余地、そして、最後に、6点目といたしまして、国勢調査結果と有業率の乖離の状況です。また、部会後に永瀬委員から追加で御意見を頂いております。

まず、前回部会における6点の御指摘に対する回答について、厚生労働省から追加説明をお願いいたします。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 資料1-1を御覧ください。

まず、資料1につきましては、前回部会の議論の中で、試算2において、世帯構造のひとり親世帯は国勢調査結果に近付くのですけれども、世帯タイプの母子世帯が過大推計になることについて、再度説明してほしいという御意見がありました。

それで、1ページ目の左側の図のグラフを御覧いただきますと、世帯構造のひとり親と未婚の子の世帯のうち、内訳として、母子世帯がまず4分の1ほど含まれております。試

算 2 の平成22年の国勢調査ベース世帯数による補正を行うに当たりましては、表 1 のように、都道府県別に層別の拡大乗数を適用することになります。母子世帯につきましても、母親の年齢に応じまして、このひとり親世帯のいずれかの拡大乗数が適用されることとなります。

なお、右側に参考までに現行の拡大乗数を出しておきまして、これはある県の例ですが、520.7となっております。現行の方法というのは、都道府県・指定都市別に、こういう 1 つの拡大乗数を用いて、全ての世帯に適用しています。

2 ページ目を御覧ください。世帯構造のひとり親世帯は、現行の推計結果では318万世帯となっております。一方で、国勢調査結果では452万3,000世帯ということで、乖離が大きいです。そこで、試算 2 では、国勢調査に合わせるために、現行よりも相対的に大きな拡大乗数が適用されます。

一方で、世帯類型の母子世帯は、現行の推計が70万8000世帯、国勢調査が75万6000世帯ですので、それほど大きな乖離がありませんが、ひとり親世帯と同じ拡大乗数が適用されますので、表 2 にありますように、試算 2 では、母子世帯が102万8000世帯と過大な推計になっています。1 点目は以上です。

次に、資料 1 - 2 では、幾つかの試算を行いました。1 つ目は 1 ページ目を御覧ください。母子世帯の過大推計を補うために、ひとり親世帯のところを、母子世帯、父子世帯、その他の世帯と 3 つに層に細分化して再試算した結果が、このオレンジ色の試算 2 追加です。この結果で見ますと、母子世帯は73万9000世帯で、国勢調査との乖離は縮小しています。一方で、父子世帯を見ていただきますと、元々の試算 2 のところは11万2000世帯となりますけれども、この細分化した結果で見ますと、5万3000世帯となり、半数ぐらいの少なめの数字になっています。

2 ページ目を御覧ください。2 つ目の試算ですけれども、これは世帯主の年齢階級別世帯数の構成割合の国勢調査結果との差をグラフにしたものです。前回、世帯構造別の世帯数の構成割合の差をグラフでお示ししたのですが、それを年齢階級別に置き換えたものです。黄色の部分が発算 2 に当たります。国勢調査結果との乖離はほとんど出ていないという結果になっています。これは国勢調査の分布に合わせに行くので、当然の結果と思っています。また、試算 2 以外のオレンジや茶色の部分は国勢調査結果に比べまして、44歳ぐらいまでの層では低めに出て、50歳以上の層では高い結果となっています。

3 ページ目は、2 ページ目のグラフでお示したものを、実際の世帯数と構成割合で示したものです。

4 ページ目を御覧ください。3 つ目の試算として、所得との相関関係が高い就業率等についても、国勢調査結果と比較してはどうかという御意見がありました。そこで、所得票のデータを用いて、平均世帯人員・平均有業人員・有業率を再試算しています。その結果、平均世帯人員と平均有業人員は、国勢調査結果に合わせる補正では、単身世帯の増加補正が効いたと思われ、現行よりも低い結果となっています。やや国勢調査や労働力調査の方に近付いたということです。一方で、有業率の方は、試算 2、試算 3 が現行よりも高くなっており、国勢調査結果や労働力調査との差がやや大きくなっている結果でした。

以上が、前回の部会での御提案を受けて行った幾つかの試算結果です。

次に、資料1－3になります。前回部会で、無回答世帯の3通りの補正について、年次を変えて試算を行い、いずれの方法も、現行の推計方法に代えて採用すべきという積極的な根拠が得られなかったという説明をいたしました。議論の中で、過去に行った推計方法の検討状況と併せて、これまで行ってきた各推計方法がどのような根拠から採用に至らなかったのか、改めて説明すべきとの御指摘を頂きました。そこで作成した資料になります。

まず、前提の話をさせていただきますと、現行の推計方法といたしますのは、毎年6月1日現在の推計人口と国民生活基礎調査で得られました世帯人員との比を拡大乗数として、世帯数と世帯人員という2つの推計数を出しています。世帯構造別で見ますと、単身若年層の回収率が低いことは、これまでの説明でもしておりますが、それが確認されております。今の推計方法では、世帯構造別や年齢階級ごとに拡大乗数を設定していませんので、国民生活基礎調査の結果と国勢調査結果を比較すると、回収率の低い単身世帯が少なくなることが問題点と以前より御指摘いただいております。このために、この乖離を解消するため、推計方法の改善を以前より検討してまいりました。

資料の1ページ目は、平成15年度の検討状況です。(1)は、性・年齢階級別の推計日本人人口による試みです。国民生活基礎調査では、世帯員で表章する場合と世帯数で表章する2つの場合があります。それぞれ表章単位によって、ウェイトを変えてしまう推計です。

アの推計結果と国勢調査結果の比較ですが、右の表の赤枠を見ていただきますと、ひとり世帯の20代から40代で国民生活基礎調査の方が少なく、単身世帯の乖離が解消されないという結果になっています。

イの問題点ですが、世帯員ごとに異なるウェイトを持つということで、世帯数を集計する際に、例えば夫婦2人の世帯において、40代の夫の拡大乗数が800で、30代の妻の拡大乗数が700となる場合に、どちらのウェイトを使うのかという問題があります。このときの推計では、2人のウェイトの平均を出して世帯数を算出しています。世帯員の集計では、夫と妻のウェイトが違ってくるため、例えば夫婦の組合せのクロスの結果表が作れないという問題があり、今の推計方法の方が妥当となっています。

2ページ目は、(2)の①の都道府県別、世帯人員別に補正を行うという方法です。具体的には、地区別・世帯人員別の調査不能世帯を利用し、世帯人員別にウェイト調整を行うものです。平成13年の大阪府のデータで推計し、平成12年の国勢調査人口との比較を行っています。

年齢階級別世帯人員の構成割合を見たものが、右の図1です。図の中に、国民生活補正というのがあります。これが、この試算の結果です。また、国民生活推計というのがあります。これは現行の推計方法で行ったものです。図の赤丸の中で若年層の推計値が国勢調査結果よりも少ないという傾向は、この補正では余り改善されない結果になりました。

この理由としては、単身世帯は年齢を考慮せずに、回答率が低い若年層の単身世帯を補正するのと同じ割合で、回答率が高いと思われる高齢単身世帯も同じように補正されてしまいます。現行の推計とはほぼ同じような結果となり、若い層の補正がされていないということです。

②ですけれども、①の問題点を補うために、世帯人員別ではなく、65歳未満単独世帯、65歳以上単独世帯、2人以上世帯の3つの区分で都道府県別に補正を行っています。補正の割合は平成12年の国民生活基礎調査と国勢調査の結果から算出し、実際には平成14年の国民生活基礎調査のデータを用いて検証した結果です。

それが右下の表1です。赤枠の単独世帯の推計値というのは、修正前に比べまして相当多くなり、推計値は改善されています。高齢者世帯は、図1では同じように増えてしまった訳ですけれども、こちらの方は変化がほとんどなく、年齢構成も改善されていることが推測されるとしています。

この方法の問題点としては、左の下の方にゴシックで記載してありますけれども、無回答世帯に関する年齢の情報として、平成12年の調査結果をそのまま経年変化を考慮せずに平成14年データに当てはめていることです。2年間の変化を考慮せず、そのまま当てはめており、その妥当性は更なる検討が必要で、現行の推計方法を用いることが適当という結果となっております。

次に、3ページ目を御覧ください。こちらは平成19年度に行った検討結果です。具体的には、世帯名簿のデータを用い、2人以上世帯と単独世帯に別の乗数を用いるという方法です。当時の世帯名簿では、無回答世帯についても、単独世帯の場合は3区分で年齢階級を把握しておりました。それで、無回答世帯の補正を40歳未満の単独世帯、40歳以上65歳未満の単独世帯、65歳以上の単独世帯、それと2人以上の世帯と、4区分で平成17年のデータを用いて推計を行っております。

補正結果ですけれども、右下の表、赤枠のところ、単独世帯が約1,681万世帯ということで、国勢調査結果よりも235万世帯、約16.3%、逆に多くなってしまおうという結果になっております。

原因のところ左側に記載してありますけれども、世帯名簿では、調査不能世帯について、その情報が必ずしも正しいものが得られていない可能性があり、世帯情報の把握に限界があつて、少なくとも1人は世帯員がいるので、単独世帯と決め付けているケースがあるのではと考えられます。世帯名簿を使って世帯数を推計すると、単独世帯の割合が高くなってしまおうということです。以上が、過去幾つかの推計方法について検討した結果です。

次に、4ページ目を御覧ください。国勢調査結果との世帯数の乖離につきましては、私どもも過去から問題意識を持っており、推計方法の見直しについて、有識者の御協力を得ながら、幾つかの方法で、これまで検討してまいりました。いずれの方法もそれぞれ問題点があり、調査結果の時系列や新しい方法の妥当性の観点から、今の推計方法に代えて、この方法が良いというものが見つからないのが実情です。その上で、これまで行ってきたそれぞれの方法について、採用に至らなかった問題点等につきましてまとめたものが、この4ページです。

平成15年度と平成19年度で試算した①から④は、先ほど御説明したとおりです。⑤から⑦の試算、平成22年度、平成29年度で行った試算1から3ですけれども、真ん中の方に枠で囲っている部分、世帯数と世帯人員については、いずれの試算においても補正し切れないう点、例で示しています所得は、現行推計に比べて各試算とも低くなるということ

で、例は150万未満の世帯の割合をお示ししています。全国消費実態調査の結果で申しますと7.2%ですが、国民生活基礎調査では現行の推計方式で12.2%と高くなっています。しかし、今回の試算をみますと1、2、3の順に更に高くなって、全国消費実態調査との差が拡大するという結果になっています。

⑤試算1は、世帯構造別の世帯数等の補正では、試算2に比べて国勢調査との乖離が大きいです。

⑥試算2は、現行に比べて特に所得の低下が大きく、また、国勢調査が5年に1回であり、間の4年間の推計をどうするのかという問題があります。これにつきましては、次のページで説明いたします。

⑦試算3は、試算2に比べて国勢調査との乖離が大きくなり、また、現行に比べて所得の低下が大きくなっています。

5ページ目を御覧ください。試算2を使う場合、これは国勢調査の都道府県別の世帯構造、世帯主年齢別の結果を用いた方法ですけれども、国勢調査が5年に1回の実施ということで、実施されない間の4年間は、国勢調査での層別の情報が得られません。仮に5年間、同一の国勢調査の結果を用いた場合には、右側のグラフを見ていただきますと分かりますが、世帯構造別の構成割合が、5年間ほぼ同じような割合になり、国勢調査の次の新しいデータを用いると段差ができています。毎年調査を実施していながら、この間の高齢化や核家族化という世帯構造の変化が見られなくなるという問題意識です。

例えば平均所得とか相対的貧困率が変化したときに、高齢化とか世帯の規模の縮小化の構造的な変化について要因分析ができなくなるおそれがあります。これまでの推計方法の検討で、これを解決する方法が今のところ見いだせていないのが実情です。

もう1つは、集計に使用できる国勢調査結果は過去のものということです。国民生活基礎調査は毎年6月に調査し、集計はおおむね調査年の翌年1月頃から開始、集計結果は7月頃に公表しています。一方で、層別の情報として必要な国勢調査結果は、実査年の翌年の10月頃に公表されていますので、例えば、平成27年の国民生活基礎調査の推計に用いる国勢調査結果の層情報は、平成27年の層情報は使えず、平成22年のものになり、最大5年間のタイムラグが生じることが果たして適切かという問題意識です。

4ページに戻っていただきまして、一番下に赤字で記載してありますとおり、私どもとしましても、現行の推計方法のままでは世帯数の乖離が縮小しないのは、十分認識しております。したがって、今の方法が最適と思っている訳ではありません。先ほど説明しました試算2の国勢調査結果を利用する方法の間の年の推計をどうするのかは、例えば、国立社会保障・人口問題研究所が、国勢調査結果を基に、世帯数の将来推計を5年に1回公表しており、このようなものを使えないのかも含め、推計方法の工夫・改善について、引き続き検討していきたいと考えております。

次に、資料1-4を御覧ください。全国消費実態調査との所得分布等について分析しているのかという御意見がありました。平成27年当時、国会での格差に関する議論の中で、全国消費実態調査と本調査の相対的貧困率の水準に差異があるとの指摘を受け、両調査の違いについて3府省で分析したものが、この資料の概略です。

1 ページ目を御覧ください。相対的貧困率の現状です。左側のグラフ、国民生活基礎調査が青、全国消費実態調査が赤の折れ線グラフです。調査年次は異なりますけれども、基本的には両方とも緩やかに上昇傾向にあり、ほぼ平行移動しています。右側の世帯主の年齢別や世帯類型別のグラフを見ますと、いずれも国民生活基礎調査の方が高い数字になっています。

2 ページ目を御覧ください。両調査の所得分布を比較したものです。貧困率の差異が生じている原因として、150万円未満の所得で生活する世帯の割合の差異によって生じるのではないかという御意見があり、両調査の所得分布を見たものが左側のグラフです。赤の国民生活基礎調査の方は150万円未満の分布が全国消費実態調査より多く、全国消費実態調査の方は、国民生活基礎調査に比べ中間の分布が多くなっています。この差が貧困率に影響しているのではないかという指摘です。左側のグラフで見ましても、150万円未満の世帯の割合は、国民生活基礎調査が12.8%で、右側のグラフでその内訳を見ても、例えば2人以上世帯のところが割合が大きいか、このような分布の違いが出ているということです。

資料を2ページ飛ばしまして、3の今後の対応を御覧ください。この分析結果の結論としては、貧困率の違いは、調査方法の違いによる回収率の差や調査系統の違いといった統計技術的な点が影響している可能性があるということです、それぞれ両調査の目的に留意しつつ、貧困率の傾向を見ていくことが必要となっています。

資料の上から3つ目の○にありますとおり、格差問題については、相対的貧困率の指標だけで見るのではなく、それぞれの対策等の論点に応じて、両方の調査を含めて、いろいろな数字を総合的に見ていくことが必要ということです。

最後の○ですけれども、両方の結果を見ていくのですけれども、両方の調査について、それぞれ改善のための取組があり、国民生活基礎調査の方では、不在で会えない世帯に対しての郵送回収を実施して回収率の向上に努めるとされ、この指摘当時から、郵送回収の実施を私どもとしては考えていたということです。

以上が、相対的貧困率の分析結果の説明です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

また、本日欠席の勝浦専門委員からも御意見をお寄せいただきましたので、その内容につきまして、事務局から紹介をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、勝浦専門委員からの御意見について御紹介します。

まず、今、御説明いただいた資料1-2の関係ですが、資料1-2の1ページで、母子世帯では国勢調査結果との乖離が縮小する一方、父子世帯では国勢調査結果の半数程度となり過小推計となっているというまとめに対する御意見が来ています。

父子世帯が半数程度というのは、ミスリーディングではないか。構成割合の比較では、0.2%と0.1%という0.1ポイント程度の違いであり、強調されるほど大きな違いではない。国勢調査と比較して、実数では、現行方式で0.87、試算②追加で0.6となっており、いずれも過小推計になっている。さらに、試算②追加の方では、母子世帯については、実数で見ても、構成比で見ても、試算②より改善しており、当初の目的は十分に果たしているの

はないか。高齢者世帯やその他の世帯で見ても、試算②追加の実数や構成割合は、国勢調査の結果と現行方式や他の試算方式に比べて、かなり近くなっている。この結果からすると、父子世帯の相違は相対的に小さいと言わざるを得ない。むしろボリュームの大きい高齢者世帯やその他の世帯で現行方式等の乖離が大きいことが、試算から読み取れる結果ではないか。国勢調査の結果に合わせるという意味では、現行方式が最も適切であるという結論付けはできないのではないかと御意見です。

さらに、資料1-2の2ページの年齢階級別世帯数の構成割合につきましては、試算②が国勢調査に近いのは、それに合わせているので当然と思われませんが、資料1-1の表1にあるように、年齢階級別世帯構造で拡大乗数を作成しているの、年齢階級別×世帯構造のクロスで実数・構成割合を見て、各試算及び現行方式が国勢調査とどの程度違っているのかが分かるのではないかと。あるいは、現行方式を含めた各試算のどの部分で偏りが生じているのかが明らかになるのではないかと御意見です。

さらに、資料1-2の4ページの1世帯当たり平均所得金額・平均世帯人員・平均有業人員・有業率の結果のまとめにつきまして、現行方式との比較になっているが、なぜ現行方式が基準となっているのか。国勢調査や労働力調査の結果を基準として評価すべきではないかと御意見があります。

さらに、資料1-3の4ページにあります総論のところですが、所得150万円未満の世帯の割合を全国消費実態調査の結果と比較して、その乖離を問題としているが、資料1-4にもあるとおり、全国消費実態調査と国民生活基礎調査では、相対的貧困率や所得分布がそもそも異なっているの、所得150万円未満の世帯の割合や相対的貧困率が全国消費実態調査の結果に近いかどうかによって試算の優劣の基準とすることは疑問を感じるという御意見です。

さらに、資料1-3の5ページの国勢調査結果を使用するに当たっての問題点につきまして、現行の推計方法に比べて、諸試算結果がそれほど改善されていない、あるいはそれほど違いがないからといって、現行の推計方法が良いというロジックは理解し難い。結果はそれほど変わらないのであれば、年齢構成など国勢調査に近くする推計方法、ここでも試算②や試算②追加の方が利用者に理解され、受け入れられやすいのではないかと。現在使われている推計によって非標本誤差が小さくできるという理論的な根拠はない上に、試算結果を見ても、実証的にそれを積極的に支持する根拠は薄いように思われます。推計方法等に国勢調査結果を使用するに当たっての問題点を解決するには、研究会などを開催してはどうでしょうかという御意見が来ております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。この辺りの議論は中心になってきますので、追加説明として丁寧に資料を出していただきましたけれども、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただ今の説明のうち、①世帯主の年齢階級別の世帯構成の割合から⑥国勢調査結果との有業率の乖離の状況までにつきましては、国勢調査の結果との乖離を縮小し、推計方法の改善を図るという前回答申における今後の課題の根幹を成すという事項であると思ひます。この点については確認です。①から⑥まで一括して審議を行いたいと思ひます。

それでは、ただ今の追加説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は、発言をお願いいたします。

私から1点よろしいでしょうか。平成27年時点で、相対的貧困率の値が国民生活基礎調査と全国消費実態調査の2つでかなり違うことについて、政治的などところで展開があり、そこで、統計の問題を専門領域に下ろしてしっかり議論しようというのが、このヒアリングの趣旨だったと思います。ですから、特定の調査項目について違っているのが、例えば郵送回収したらいいのではないかという提言は、それほどの拘束力は持たない、一つの考え方として、委員がおっしゃったということです。

この議論の時点では、二つの調査結果は背景的にもどちらが良いのかという議論に偏っておりました。そして、それは違うのではないですかという結果に内閣府も至ったものであると御理解いただいて、この時の議論をもって、2つの調査結果が違っていても仕方がないという根拠にされるのは困るということです。

それと、資料1-1の説明をいただいて、すごく思ったことがあります。ひとり親と未婚の子という定義自体が日進月歩で変化しており、日本は未婚化が進んでいます。要するに、20歳未満の子どもがいるという極めて若い世帯で、世帯主自体が離婚・未婚、あるいは死別ではなく高齢化が進んでおり、母親あるいは父親と未婚の子という世帯のボリュームがかなり大きくなっています。その部分が直接的に跳ね返って、当然の結果として、勝浦専門委員からの御意見にもありましたけれども、若い世帯主の母子世帯の割り増しができているようで、これが結局、低所得層にも跳ね返ってきている極めて単純な構造自体は説明していただけたと思います。

ここでの問題は、今まで、平成15年からこの議論を積み重ねて来られたことが再確認でき、大変ありがたかったと思います。ただ、10年以上もやむなしとされてきたものを、さらに4年ぐらい先に見直しされるというのはどうなのかという気持ちも新たにしました訳です。

この問題に対応するスピード感はどうだろうかと思います。例えば、調査実施者からも、国立社会保障・人口問題研究所の世帯推計の話もありました。もちろん世帯推計をベースに置くことのリスクも理解しています。そういう意味では、根本的などころから御検討いただいてというのであれば、その検討材料も積極的に入れ込みながら、何か改善策を提案していただくことはできるのではないかと思うのです。丁寧に説明していただいたのですが、これまでの検討に余りにも時間がかかり過ぎているのは、いかがなものでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 先ほども説明いたしましたとおり、国勢調査を使う場合、調査がされていない間の4年間をどうするかという問題は、有識者からもいろいろ御意見を頂きながらやってきましたが、なかなか良い知恵が現実として出てきていないのが実情です。それで、説明の中で、国立社会保障・人口問題研究所の世帯数の将来推計を使う道、他に同様のものが使えないのか含めて、引き続き検討させていただきたいと思っています。

○白波瀬部会長 引き続きというのは、具体的にいつまでですか。世帯推計については、急に新しく行った推計ではないので、既に国立社会保障・人口問題研究所で蓄積がありま

す。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 ですので、そういった知見について、やり方を含めてまず聞いた上で、実際に作業量がどのぐらいになるのかが、今、この場で全然分かりませんので、できるだけ早く研究会を立ち上げて考えないと駄目だと思っています。

○白波瀬部会長 どうぞ、北村委員。

○北村委員 今、白波瀬部会長がおっしゃったことと、同じだと思うのですがけれども、結局、前回の審議のときに出た今後の課題に対して、どのように取り組むかだと思うのです。それで出てきた課題に対して何か答えを出すように踏み込むためには、既存の統計を見比べてというやり方でやると、多分何とも言えないので、答えは分かりませんという研究会の結果が出てきたのだと思います。今回検証されたように、少し区分を細かくするとか、あるいは国立社会保障・人口問題研究所が作っている推計値みたいなものを使ってみれば、5年に1回入替えがあるので、それに対応できませんとか、そこは問題はあるけれども、何か工夫の仕方はあると思うので、そこまで掘り下げて答えを出すことを研究会でやっていただきましたかと思うます。

時間もないでしょうし、既存の統計を使って、そこから言えることはどういうことかだけを行っている、答えが出て来なかったということがはっきりしている、今回も急には難しいかもしれません。けれども、次回までに対応するのであれば、次回は答えを出すために、多少、既存の統計を加工するなり、今までと違うやり方で、より精度が上がるような方向で修正するにはどうしたらいいのか、答えを出さなくてはいけないという制約を持って取り組んでいただきたい。

要するに、結局分かりませんと繰り返すのは、前回の答申に対する答えがいつも要求されるので、そこは制約を持って取り組むと受け止めていただければ良いと思います。多分、今、見ただけでも、かなり改善の方向性は見えていると思うので、そういった形で取り組んでいただきたいと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。いかがですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 御指摘を踏まえて検討いたします。

○白波瀬部会長 いつまでの検討ですか。しっかり明確に出してもらわないと、次に進みません。専門家のお墨付きを得られないと、ということでは繰り返しになってしまいます。前回、そういう意味では余地を残した形の答申だったと思います。大変に期待値も高い分、十何年間そのままで仕方ありませんでしたという、読みようによっては放置したままと捉えられてしまっは、これまでの努力と蓄積が本当に困ると思うのです。

ですから、今はタイミング的には動かなくはない時だと思います。検討しますでは、引き取れません。勝浦専門委員も指摘されていますし、世帯主とかライフステージのところで、所得構造も所得水準も違っている、大ざっぱな推計をすると増えているというか、ブローされているので、直接的に影響が出ている訳です。その原因も分かっているのに、なぜそれを修正しないのか、大変に簡単な議論になってきます。それを現行のやり方で仕方がないとなりますと、過大評価されたので仕方がない調査実施者は言うのですか

と問われたら、どうされるのですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 ですから、現に、例えば、国立社会保障・人口問題研究所のやり方を使って作業した場合に、どのぐらいかかるか、作業量はここで分かりませんので、後ほどまた相談させていただきたいと思います。

○白波瀬部会長 次の部会において、明確なスケジュールを示す検討をされるということによろしいでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 それも含めて相談させていただきたいと思います。

○白波瀬部会長 他にいかがでしょうか。

調査実施のやり方を変えるコストと、推計の積み上げであれば、優先順位は推計の方がやりやすいと思います。統計委員会での御議論もお聞きいただいていると思うのですが、具体的に明確な日程と内容をもう少し踏み込んでいただかないと、幾らここで丁寧な議論といっても、統計委員会の場でどうなるか保証し切れません。せっかく長時間使って部会で議論してきたことが無駄になってしまうのも困ります。国立社会保障・人口問題研究所の世帯推計の話がやっと調査実施者側から出てきたのも驚きですが、かなり踏み込んだ形で、次回御報告いただけるように、強くよろしく願いいたします。

後はいかがでしょうか。よろしいですか。

調査実施者は進行形の調査も抱えてお忙しいことは承知していますが、どうか積極的に組替えを引き続き御検討いただいて、単なる御検討だけで終わるのは、今回の部会の結論としては難しいことも共有していただいて、どうかよろしく願い申し上げます。それでは、次回の部会までに整理の上、御報告をお願いいたします。

それでは、続きまして、前回の部会の後に、永瀬委員からいただきました御意見につきまして、厚生労働省から追加説明をお願いいたします。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 部会の後で永瀬委員から、資料1-5にありますような御意見を頂きました。趣旨としては、これから高齢化が進んで、非常に高齢者が増え、住み方も一般の世帯だけではなく、例えば、有料老人ホームとか、高齢者向けのサービス付き住宅などの数も増えてくる中で、施設に入っている方々の居住の状況を把握すべきではないかという御意見です。

答えとしては、国民生活基礎調査では、今、世帯側から見て、例えば施設側に入所されている方の有無、その人数、入所者のいる世帯の所得の状況、仕送りの額、入所者を出している世帯の世帯員の健康状況、このようなものを現状把握しております。国民生活基礎調査は一般の調査員による調査ですので、施設内部に入って調査するというのが難しくなっています。ですので、施設入所者の状況をこの調査で把握するのは非常に難しいと思っております。

現状は、有料老人ホームは、老人福祉法の施設という位置付けです。また、サービス付きの高齢者向けの住宅は、食事や入浴の提供を行う施設は有料老人ホームとみなされ、両方とも私どもの調査対象から外れています。

それと、この話とは全然違いますけれども、前回部会で永瀬委員から、各試算結果と国

勢調査結果を比較する場合に、国勢調査結果は施設に入っている者を除いた数値にして比較すべきという御意見がありました。それで、当日の議論の場では、私から、そこが除かれていることを明確に御説明していませんでした。実際には、国勢調査結果は、施設等に入所している者を除いた一般世帯で数字を出しておりますので、御指摘の点は考慮されています。説明が不十分で申し訳ありませんでした。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方、お願いします。

永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 国民生活基礎調査で、若い人のサンプルの回収率が低い問題が指摘されてきましたけれども、高齢の方には別の問題があると思います。今までは家族の中にいる人たちが多かった、90年代ぐらいまで三世同居も多かった訳ですけれども、最近では、有料老人ホームに入る者、高齢者サービス住宅に入る者、ひとり暮らしの者など、家族同居でない人が増え、今後もっと増えるのではないかと思います。

『高齢社会白書』など政府の白書は、高齢者の状況は『国民生活基礎調査』がよく活用されています。私も含めて一般の人たちが、高齢者の状況を国民生活基礎調査の結果から理解する。しかし、調査は、施設居住の方たちを対象としていない。施設居住の方の人数が拡大していくとすると、そうした高齢者を除いて分析がされていくことになる。入所者数そのものは別の統計で分かるかもしれませんが、入所者の所得状況や生活状況、健康状況の全体がわかる統計の調査対象からはずれる人の割合が年々増えていくことになってしまう。若い人は調査に回答しないために漏れてしまうことが問題になっていましたけれども、高齢者については、調査系統的に、対象外だから調査していない結果として、見えにくくなっていく割合が増えていってしまう可能性がある。

私は社会保障を20年以上教えているのですが、20年ぐらい前は、学生に高齢者の介護のこととして老人ホームに入るのをどう思うか聞くと、「かわいそうだ」と言う学生も多かったのですが、最近は老人ホームに入るといのはどう思うか聞くと、ほとんどの学生が「全く問題ない」と回答するように意識が変わっています。今後も施設に入所する者は増えていく可能性が高いと考えたときに、大きい話となりますが、調査としてこのままでいいのだろうかということの一つ提起したいのです。

お伺いしたいのは、20年前も社会的入院はあり、国民生活基礎調査で把握していない高齢者の住まいが存在していました。その数の推計が論文になっていたほどです。その後、社会的入院はすくなくなっていて、今度は、自分で選んで、お金を払って、そういう施設に入るといのも増えていると思うのです。調査対象外として調査していない施設入所の高齢者の割合は、過去から見て広がっているのかいないのか、その辺を教えていただければ、ありがたいなと思います。

それからもう1つは、国民生活基礎調査の大規模調査においては、質問2において、社会福祉施設に入所している者がいる、老人福祉施設に入所している者がいる、障害者施設に入所している者がいる、それ以外の社会福祉施設に入所している者がいる、それが何人

というのは聞いていらっしゃると思います。同一世帯だと捉えている範囲において、高齢の施設入所者がいるということは分かると思うのですが、それがどういう世帯からどの程度集計されているのかどうか教えてください。それから、社会福祉施設といっても、有料老人ホーム的なところと特別養護老人ホーム的なところ、病院とかは、かなり違うので、とらえられているのか。そのようなことを、これからの高齢化社会を考えるに当たって、少し教えていただければと思います。

最後に、先ほど、前回の推計において高齢者の部分が乖離しているけれども、一般世帯と比較してあるので問題ないということですが、そうすると、どうして国民生活基礎調査と国勢調査の高齢者の数字が乖離したのか、理由はお分かりになりますか。

○白波瀬部会長 3点ほど、今、御質問ありましたけれども、いかがでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 まず、有料老人ホームとかサービス付き住宅に入っている方の数は、世帯調査ではなく、施設を調査する厚生労働省の社会福祉施設等調査や、国土交通省の調査で、数は把握しております。例えば社会福祉施設等調査でいうと、年齢5歳階級別で数を把握しており、主な退所理由や在所期間も把握しています。ですから、経年変化で高齢の施設入所者がどんどん増えているのは、別の調査で分かっています。

○白波瀬部会長 国民生活基礎調査の中で、単身赴任とかを取っていますね。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 あそこで推計するというのは、ちょっと難しいと思われます。

○白波瀬部会長 推計というか、単純にどれぐらい増えたのかは把握していませんか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 国民生活基礎調査は、施設入所者を送り出している世帯がどういう状況なのかという見方をするために、情報を把握しているということです。

○白波瀬部会長 それはおっしゃるとおりで、そこは若干、永瀬委員の御指摘の部分とは違うのですが、それでも、世帯から見て同居していないとか、今は入院していますとか、施設に入っていますという方が、例えば同じ似たような世帯主年齢の中で割合としては増えているのは、もちろん全体からはかなり少ないと思うのですが、その時系列的な変化というのは、国民生活基礎調査の実施者なので、あるかと思うのですが、何か結果を出せますか。そこは難しいですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 この調査で、そういう直近の数字は割合とか出せるのですが、どれだけ過去に遡れるのか、できるところを次回提示いたします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○永瀬委員 3つ目の質問についてはどうでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 別紙4の14ページですか。

○永瀬委員 14ページあるいは21ページですね。国勢調査ベースの世帯数による補正後の

世帯数で、黄色い線、80歳以上のところで乖離が非常に大きくなっている。あるいは、その下の世帯の年齢分布の人数の差というところでも、80歳以上の乖離が非常に大きくなるという結果になっています。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 80歳以上のところで、試算2の黄色の棒が非常に下の方に出るという話でよろしいでしょうか。

試算2は世帯数を合わせるということで、国勢調査の世帯構造と世帯主年齢の層を作り、拡大乗数を作って算出する訳です。そのときに、世帯数の分布に合わせて行くので、世帯数は当然合う結果になるというのが世帯数のグラフです。国民生活基礎調査は世帯数と世帯人員を出しているの、世帯数の分布に合わせてやり方で人員をカウントすると、試算2の一番高齢な80歳以上のところは低い結果になった。試算2はそういう問題点があるという意味です。

○永瀬委員 この試算は、世帯数は国勢調査に合わせるということですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 そういう拡大乗数を作って、世帯数は当然、合わせに行っているのだから合う訳です。ですが、同じ拡大乗数で世帯人員を出すと、世帯人員では合わなくなってしまう結果になったということです。

○永瀬委員 それはなぜですか。つまり80歳以上の世帯で合わせると80歳以上の人数が減ってしまうというのは、つまり80歳以上の人が結構同居しているからですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 いえ、そういうことではなくて、拡大乗数が世帯主の年齢階級別の拡大乗数になるので、拡大乗数が小さくなっていくということです。この試算2の場合は現行方式よりも小さくなったということです。

○永瀬委員 現行方式ではどうだったのですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 現行では、年齢を加味しない1つの拡大乗数で伸ばしますの、この水色の数字になる訳です。試算2のように世帯数を合わせに行くと当然世帯数は合うのだけれども、世帯人員で同じやり方で数字を作ると合わなくなるという結果だったのは、一番初めのところで説明したかと思います。

○白波瀬部会長 世帯人員と世帯数の間の乖離がここに出ている訳ですね。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 それは拡大乗数を、そういう年齢と構造で作った層で作成すると、結果として高齢のところが高い拡大乗数になっているということになるということです。

○白波瀬部会長 そもそもあまり入りこみたくなかったですが、世帯人員と世帯数のところの拡大乗数は、例えば夫婦2人というところは、それぞれ世帯人員から取ってきて、別々の乗数で足して割ってということもやってみたとおっしゃいませんか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 それは平成15年の検討の際に行っています。しかしながら、そのやり方ではうまくいきませんでした。

○白波瀬部会長 うまくいかなかったから、結局、世帯レベルでやっているということですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 国民生活基礎調査の場合は、1つの拡大乗数、こういう層で世帯数と世帯人員という2つの推計数を出すのですね。今、この

試算2というのは、世帯数の分布に合わせる形で拡大乗数を作るので、世帯数は当然合うことになる。だけれども、その拡大乗数を用いて世帯人員をカウントしたときには、高齢のところは低い拡大乗数になるので、過小推計になるということです。

仮に世帯数の拡大乗数と世帯人員の拡大乗数を2つ作ったとします。そうすると、過去に行ったものと同じように、夫と妻の年齢が違って、拡大乗数が違うというときに、夫婦のクロス集計ができないとか、2人世帯で各世帯人員の拡大乗数が違うときに、どちらの拡大乗数を使うのかという問題が出てくるのは、先ほど説明したとおりです。

○白波瀬部会長 そのこのところが分かりにくいので、簡単な資料を作って、次回に分かりやすく御説明して下さい。説明が分かりにくいです。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 検討させてください。

○白波瀬部会長 はい。どう考えても、若い年齢と高齢の80歳とでブレがあるというのも、既に前回出されたデータで分かっていますので、詳しく、なぜかという極めて明快かつ単純な質問に対して、これだけ時間を要するというのは、うまく説明が伝わっていないということなので、御理解いただきまして、少し検討をお願いします。いいですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 御相談して作ります。

○白波瀬部会長 それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

今、永瀬委員からの御意見は、調査対象範囲というところで、今まで、国民生活基礎調査は世帯に対する調査ですけれども、世帯の範囲に入っていない人たちが、今後、高齢期の社会保障、生活保障という観点から、生活の場が世帯以外という方が増えてくるのではないかということでした。

それについての問題意識はということだったと思うのですけれども、大変重要な点だと思います。全ての調査が完全に全てを網羅できる訳ではありませんので、多分、永瀬委員からの御指摘は、そういう限界もあることはきちんと分かるように明確にさせていただかないと、あたかも高齢者の状況ですという形で白書とか載っているような気がしますので、重要な点の御指摘だったと思います。

ただ、介護だけではありませんが、施設に積極的に入っている方もいらっしゃいます。西郷委員からも統計委員会で、高齢期の施設とか、御意見は特に介護だったのですけれども、全体的なところでマッピングというか、様々に異なる調査の位置付けも共有できればいいのではないかという御意見もありました。今回の御指摘は大変重要だと思いますし、調査実施者には回答していただくのですけれども、御指摘はテークノートというか、議論したというところで、今回よろしいでしょうか。

○永瀬委員 結構です。特に、今、白波瀬部会長がおっしゃられましたように、どのぐらいカバーされていないのかを一般の人が知ることは、とても重要だと思います。昔と比べて最近は選択として、サービス付きのところに入る方も増えているのではなからうかと思えます。その結果、調査から外れてしまう人が増える。だから高齢者の中でも、調査で捉えられているのはどういう者で、捉えられていないのはどういう者なのか、最低限、まずはこれを分かるように、明確に注記していただければ、利用者に注意喚起できると思いま

す。

○白波瀬部会長 次回、資料とともに、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、資料2-1の審査メモに沿って、残された論点について審議を行います。まず、資料2-1、審査メモ17ページのウの回収率の向上に向けた調査方法の検討についてです。この課題につきましては、今回予定されている調査方法の変更と関連することから、本議題に係る審査状況及び論点につきましては、審査メモ11ページの1の(2)の調査方法の変更のところで整理しております。

それでは、審査メモ11ページの1の(2)の調査方法の変更につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、審査メモ11ページ、1の「(2) 調査方法の変更」のうち、まず始めに、アの簡易調査における面接配布不能世帯を対象とした郵送による調査票回収の導入についてです。

本調査では、従来、調査員が調査対象世帯を訪問し、面接の上で調査票を配布し、調査対象世帯で調査票へ記入の後、調査員が再度世帯を訪問して調査票を回収する方式としていましたが、近年、特に都市部における若年層や単独世帯からの回収率が低く、非標本誤差の原因ともなっていることから、前回答申では、回収率の向上に向けて、調査方法について検討するよう指摘したものです。

具体的には、当時の部会審議において、厚生労働省から、調査票提出期限までに調査員が面接して調査票を配布できなかった、面接配布不能世帯を対象とした調査票の郵送回収の試行的な検証を行うとしたことを受け、①として、郵送回収による調査票の記入内容の正確性の確保のための具体的な取組の検討、2つ目として、都市部における若年層や単独世帯からの回収状況の検討、3つ目として、未回収世帯の属性等に係る欠票情報のより適切かつ的確な把握方法の検討を行うように求めたところです。

これを踏まえ、今回の変更計画では、調査方法について、再来年の2020年に実施する簡易調査から、従来の調査員による回収を基本としつつ、面接配布不能世帯を対象とした郵送回収を導入する計画としています。これについては、回収率向上等に資するものであることから、おおむね適当とは考えますが、郵送回収の導入時期は適切か、前回答申における課題への対応として十分かつ適切なものとなっているかなど、8つの論点を整理しています。

次に、審査メモ13ページ、イのオンライン調査導入の検討状況についてです。本調査において、若年単独世帯の捕捉率の改善や報告者の利便性の向上等の観点から、前回答申において、オンライン調査の導入に向けた具体的な取組についても引き続き検討するよう指摘しています。このため、現在の検討状況等について確認するための論点を整理しています。

事務局からの説明は、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。それでは、厚生労働省から論点に対する回答

まず、属性は、年齢で言いますと、60代、70代、50代の順に多くなっており、女性が4人に3人ぐらい、登録調査員が8割ぐらい。調査経験の有無で言いますと、調査経験、国民生活基礎調査の経験があるという方が9割ぐらいという結果になっています。

平成29年に実施いたしました試験調査の結果です。前回答申の今後の課題の3つ目で、回収率の向上に向けた調査方法の検討について、平成27年度に実施しました郵送回収の試験調査の概要と検証結果について説明いたします。

まず、試験調査の目的です。直近の平成27年から平成29年におきまして、世帯票の回収率が大体78.5から76%、おおむね8割弱ぐらいになっています。面接不能率というのが13.6から15.4%ということで、14～15%ぐらいになっています。所得票の回収率は73.7から77.5%、面接不能が5.2から6.7%ぐらいになっています。この回収率の低下が非標本誤差の拡大に影響していると考えています。

このために、現在、調査員回収を維持しつつ、調査員が何度訪問しても面接できない世帯に対して郵送回収を導入することによって、回収率にどの程度のプラスアルファが見込めるか検証するというのを目的としております。主な検証事項といたしましては、訪問回数とか、特に回収率、記入率がどうなったか、研究会で評価していただいたということです。

概要の中の調査の対象ですけれども、平成27年の国勢調査区から、東京都の区部のほか、熊本市を除く全ての指定都市から調査の地区を抽出しております。

調査方法と規模ですけれども、試験Aと試験Bという2つの方法で、A、B、それぞれ22地区を調査しています。内訳としましては、東京都が3地区、それと各指定都市が1地区ということです。なお、平成29年の本体の調査とは別の地区で調査を行っています。

試験Aですけれども、これは訪問回数の制限なし、調査員が調査票を保健所や福祉事務所に提出するぎりぎりまで調査員回収に努めてもらい、提出日の前日までに一度も会えない場合、そういう世帯に対してポストイングし、郵送に切り替えるという方法です。試験Bは、訪問回数制限ありということで、調査票の配布時を1回目とカウントして、3回連続会えない場合に、そのタイミングで郵送に切り替えてもらう方法です。調査事項及び調査時期は、本体調査と同じ、6月、7月に実施しています。

次のページを御覧ください。試験調査の結果です。まず、①の世帯票の回収率ですけれども、試験調査では大都市部のところしか調査しておりませんので、比較するため、表の一番右端に、平成27年の本体調査も、(再掲)指定都市・特別区分として、数値を掲載しています。基本的にはこの比較を行っています。

赤枠の中、調査員回収を見ていただきますと、平成27年の本体調査は、指定都市・特別区で68.1%となっていて、これに比べ、試験Aは66.3%でやや低め、試験Bは51.6%ということで16.5ポイントほど低くなっています。

青枠の郵送回収率を見ていただきますと、試験Aが4.4%、試験Bが9.5%、郵送に切り替えました世帯を100にした回収率というのは、試験Aが19.6%、試験Bが31.4%となっています。

黄色の枠の全体の総回収率ですけれども、調査員回収のものは、平成27年の本体では

68.1%、これに比べて、試験Aでは70.6%と、やや高くなっている。試験Bは61%で、7.1ポイント低くなっています。

次に、②の所得票の調査員回収率ですけれども、平成27年の本体調査、一番右ですが、68.7%。これに比べて、試験Aは62.9%で5.8ポイント低い。試験Bは51.4%で17.3ポイントほど低くなっています。

郵送回収率を見ますと、試験Aが青枠で4.1%、試験Bが5.9%。郵送回収に切り替えた世帯に対する回収率というのが、試験Aが22.8%、試験Bが21.3%となっています。

黄色の全体の回収率ですが、平成27年の本体では68.7%。これに比べて、試験Aは67.1%で、やや低めとなっている。試験Bは57.2%で、11.5ポイントほど低くなったという結果になっています。

次のページを御覧ください。主な項目の未記入率と誤記入率について見たものです。世帯票の(1)の未記入率を見ますと、試験A、Bともに、最多所得者の項目で、調査員回収よりも郵送回収の未記入率が極端に高くなっています。また、(2)の誤記入率のところを見ますと、試験A、Bともに、調査員回収と郵送回収で、それほど大きな差は見られません。

次のページを御覧ください。所得票の未記入率ですけれども、試験Aでは、調査員回収と郵送回収ではそれほど大きな差はありません。試験Bでは、青枠のところ、所得の状況のところから社会保険料額までが郵送回収の未記入率が高い結果になっています。右側の誤記入率ですけれども、これは試験A、Bともに、郵送回収の方が高い結果になっています。

郵送回収によって、未記入率とか誤記入率が調査員回収に比べて高くなっている項目がある訳ですけれども、これらは厚生労働省側でデータチェックをしていく過程の中で、相当部分救えると考えています。

次のページを御覧ください。評価結果になります。まず、(1)の郵送回収の導入の是非ですが、訪問回数を制限しないことを条件として郵送回収を導入することは、回収率の向上に資する可能性がある。また、郵送回収の導入目的というのは、回収率を維持向上させるためであって、調査現場の負担軽減のためではないことに留意が必要としています。

(2)の仮に郵送回収を導入する場合、郵送回収に切り替えるタイミングですけれども、これは、訪問回数を制限した試験Bの回収率が大きく落ち込むということで、訪問回数の制限は行うべきではないということです。また、郵送回収は、未記入率とか誤記入率が多くなるため、訪問回数の制限は行わない方が良いということです。

次に、②の郵送回収切替えの対象とする世帯の範囲についてです。郵送回収では未記入率・誤記入率が多くなるために、切り替え対象の範囲は慎重に検討すべきとしています。それと、郵送回収を希望する世帯は、言葉どおり、回答してくれるかどうか、不安定要素が大きいとしています。また、回収率の維持向上が目的ですので、切替対象範囲を安易に広げるべきではないとしています。

③の郵送回収の導入時期ですけれども、最も早い次の大規模調査から導入する考え方と、調査現場の混乱とか調査結果への影響を考慮して簡易調査から導入するという両論が書か

れており、これについては厚生労働省で判断すべきとしています。

以上の結果を踏まえまして、厚生労働省といたしましては、①の訪問回数の制限を設けない試験Aの方法で郵送回収に切り替えたいと考えています。2つ目の調査員が面接できて郵送回収も可能ですという安易な対象範囲を拡大しないという条件を基に、面接不能世帯に対する郵送回収を導入したいと考えています。導入当初につきましては、厳しめではないかという御意見もありますけれども、ここは、行っていく中で、自治体の皆様とか調査員の方々の御意見を聞きつつ、回収率の維持向上という元々の目的の達成を前提にし、工夫できる部分は工夫していきたいと考えております。

それと、3つ目の導入時期ですけれども、平成29年度に実施した試験調査は、大都市でしか実施していないということで、全ての自治体とか調査員に対して試験調査の結果を提示して、やり方についての理解を求め、周知徹底を図っていくことが、不可欠だと考えております。これを怠ると、現場で混乱するだけでなく、最終的に結果精度への影響が危惧されます。特に大規模調査の結果では、貧困率やがん検診の受診率という非常に重要な指標が公表されますので、そうした数値への影響を抑えることが必要と考え、当初、平成32年の簡易調査から実績を積んで、現場でのいろいろな経験を生かしながら、適切にやっていきたいと計画していたところです。

しかしながら、本調査の諮問に係る統計委員会で、回収率の維持向上を図るためには、郵送回収の導入時期について、「2019年の大規模調査から実施」とした計画の前倒しを検討すべきとの強い御指摘がありました。厚生労働省としては、この指摘を重く受け止めまして、各都道府県に対しまして、郵送回収の前倒し実施の可否について、今、御意見を伺っています。その結果を踏まえて、実施する自治体の数については、今、まだ検討中ですが、前倒しして来年の大規模調査から郵送回収を実施したいと考えています。

郵送回収の試験調査の結果等については、以上です。

次は、資料2-2の17ページ、4のところですが、前回答申以降で、郵送回収の導入に当たって、自治体からの意見聴取をしているのかということです。私ども、大所、近場の埼玉県、千葉県等につきまして、職員が訪問しまして、導入についてこういう考え方でいるという説明をした上で、意見交換をしてみました。基本的に自治体から当時聞いた意見を集約しますと、簡易調査からの実施が望ましいという御意見でした。理由といたしましては2つ記載してありますけれども、先ほど私どもが説明したようなところが、自治体の方も同じような考え方でいたということです。

次の5番目の導入に向けて正確性の確保とか回収率の向上を実施する観点から、具体的な取組ということですが、これは私ども、毎年、調査前に行っている全国会議や地区別の事務説明会、調査を行った後に実施している事後調査で、自治体の方といろいろな意見交換しております。そういった機会を捉え、私どもが考えている郵送回収の導入について、試験調査の結果とか、実際にどういった方法で行うのかを丁寧に説明をして、理解を得るように取り組んでいきたいと考えております。

次のページですが、郵送回収の導入時期を来年にするということですが、これは、先ほど御説明申し上げましたけれども、当初計画では簡易年からということですが、

前倒し実施について、今、前向きに検討している最中です。

7番目のところですが、郵送回収の対象を限定する理由、その辺りをもう少し拡大する余地がないのかです。これも先ほど説明しましたとおり、導入当初については、厳しめになるかと思えます。導入の目的は回収率の維持向上ですので、まずは、厳しめにやっています中で、いろいろ御意見を伺いながら、工夫できるところは工夫していきたいということです。

次のページの8番のところですがけれども、郵送回収の回収率の向上とか、非標本誤差の縮小の観点から、大規模調査において、他に何か調査方法の改善はあるのかということです。回収率の向上策とか結果精度の向上については、調査方法の変更のところでも申し上げましたように、私ども、毎年、調査を実施していますので、毎年、調査の実施に当たって、できるところからいろいろ手立てを組んでいます。とりあえず次に、今申し上げました郵送回収の導入を実施したいと思っております。今後につきましては、郵送回収の導入をまず行って、その上で、オンライン調査も行っていきたいと考えています。

オンライン調査の導入は、基本計画においても検討することが明記されています。具体的には平成31年（2019年）調査の企画終了から検討開始ですがけれども、実際には平成30年の住宅・土地統計調査のオンライン調査システムにおいて、具体的にどのようなシステムかとか、開発経費とか運用経費がどのぐらい掛かるのかとか、自治体の業務がどのようなところで増えたりするのかについて、今、情報収集を前年度行いました。国民生活基礎調査への導入に向けて、これから検討を始めるということです。

導入に当たりましては、国民生活基礎調査は今現在、調査経路が2ルートで、2回に分けて配布する調査票が5種類となっているところをどうするのかも含めて検討したいと思っております。記入者負担、調査のやり方の効率化、経費、これらを含めて総合的に実施するというので、当然、スマートフォンの対応も含めて検討していきたいと考えています。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。今回の郵送回収の導入につきましては、前回部会で東京都から御意見が提出されていまして、御発言をお願いします。

○野原東京都福祉保健局総務部情報化推進担当課長 東京都福祉保健局情報化推進担当課長の野原です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

現在、机上配布させていただいた資料になります。こちらに記載しましたとおりで、国民生活基礎調査における調査方法の変更について、郵送回収導入の適否ですが、調査の回収率向上のために調査を改善していくための事務の変更ということですので、導入は望ましいことであるとは考えています。

ただし、導入に当たりましては、各自治体とも現場の対応は非常に難しいということがあります。円滑な調査の実施を行うためには、負担の少ない2020年の簡易調査年からの実施を要望したいと思います。

各自治体の保健所は、いろいろな事務をこなさなければならず、本庁からも多様な事務の協力が求められています。そのため、保健所の職員も非常に多忙を極めています。

また、東京都の事情を申し上げますと、区部は独立した自治体として23区それぞれが保健所を持っています。また、多摩地区については、現在、東京都の保健所として5つあります。島しょ部に1つ。八王子市や中核市の町田市は保健所政令市ということで、それぞれの立場で、それぞれの保健・衛生行政に取り組んでいます。

元来、私ども東京都と各区市町村は対等な関係を保ち、役割分担をしながら、福祉・衛生行政を続けております。基礎的自治体である区市町村は、都の下部機関ではありませんので、何か新しいことがある場合は、十分な調整・説明をお願いしたいという立場を貫いており、都もこの考え方を尊重しています。

東京都は、傘下の自治体数も多く、各自治体の理解と協力を得ながら、福祉・衛生行政を進めているという特殊な事情があることも御理解願いたいということで、国民生活基礎調査の郵送回収の導入適否は、簡易調査の年からお願いしたいと考えています。

資料の3番ですけれども、この頃、単身世帯の増加に加え、共働き世帯も増えていますので、2人以上の世帯であっても、なかなか連絡が取りにくいという事情も出てきています。

調査員は、それぞれの経験を踏まえながら行っており、自分の訪問回数については労を惜しまず、肉体的・精神的負担も大きい中で、諦めずに連絡を取ろうとする調査員が非常に多くおります。

また、いつから切り替えた方が良いのか問い合わせるため、調査員から各保健所に連絡が入りますので、保健所は調査員が混乱しないように説明しなければならないということもあります。どこが判断基準かについて、はっきり説明できないと調査も難しくなります。

そのため、調査の効率性という観点から疑問が残るといいますか、郵送回収の導入により、かえって回収率の向上につながらないことを危惧しております。

新たな調査方法を導入することについて現場へ説明する際は、法改正や制度の変更によって、やむを得ない状況が生じていること等として、現場に分かりやすく説明することが必要です。ですので、導入時期や、その方法について、明確な方針を厚生労働省には是非示していただきたいと思っております。郵送による回収を全国で導入することが不可欠であるということならば、導入に当たりまして、厚生労働省から明快な方針を示していただきたいと思っております。

特に導入時期ですけれども、来年度からになりますと、国民生活基礎調査は年度の前半から始まります。人事異動などがあり、担当者が変更になったりすることもありますので、実施準備を進める観点からも、その変更の判断、方針については早めに明らかにしていただきたいと思っております。例えば、全都道府県でいつから郵送回収を導入するとか、何年度までに必ず導入されたいとかをはっきり説明していただきたいと思っております。

また、変更に伴う事務手続のマニュアルや調査員からの質疑などについて、質問にはこのように答えるという現場への支援策なども講じていただければ、大変ありがたい思っているところです。どうぞよろしく願いいたします。

○白波瀬部会長 大変貴重なご意見、ありがとうございます。

厚生労働省に1つ質問です。今の御回答の中で説明会を行っているとは何度かありました。

私も担当課長会議とか、年に1回講堂の中で実施されているのは承知しています。簡単に、具体的な御説明のルート、方法について説明いただけますか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 まず、保健所を通じて実施している世帯票関係の説明の場は、大体2月の後半から3月上旬に全国会議を開催しておりまして、各県・市等の担当者に集まっていただいて、実際の調査の手引とか調査票等関係資料一式をお示しして説明をしています。

その後、福祉事務所を通じて実施している所得票関係の説明の場は、毎年6月に、全国を7ブロックに分け、地区別会議を実施しています。厚生労働省の担当者が各ブロックに出向いて、世帯票関係と同様に、所得票関係の手引とか調査票等関係資料を用いて説明をしています。

○白波瀬部会長 ただ、全国会議では、国民生活基礎調査以外のかかなり多くの実施予定の調査の説明も一緒にされているのですね。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 その年に実施します、例えば国立社会保障・人口問題研究所の調査とか政策評価官室の調査のような国民生活基礎調査を母集団とした後続調査で実施するものは、併せて全国会議または地区別会議で説明しています。

○白波瀬部会長 それ以外には行われていますか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 調査が実際には6月、7月に行うので、タイミングとしては、2月の後半から3月に1回と6月に1回の計2回です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。情報です。ただ今の意見のうち、面接できた世帯も含め、郵送回収を柔軟に利用できると良いということですが、かなり現場には負担がある、また、特に情報については早く、決定事項についてもできるだけ早く丁寧に伝えてほしいという、切実かつ貴重な現場の声をいただいたと思います。他の統計調査におきましても、調査員回収を基本として、希望とする報告者には、郵送あるいはオンラインによる報告、いろいろな組合せがあると思うのですけれども、現在、オンライン調査への移行も含めまして、本当に多様な調査回収方法、調査方法の大々的な変更が同時進行で行われています。

あと1点、神奈川県にもお伺いしたいのです。事務的にはもちろん、来年度の大規模調査から郵送を実施すると言われると厳しいけれども、1年終わって2020年の簡易踏査から実施であればできるというお気持ちも感覚的には分かります。

ただ、2022年も大規模調査になりまして、今の問題として出されているように、確保する調査員も必然的に多くなり、調査員も加齢がこの分、毎年進んでいくこととなります。簡易調査で郵送回収の経験を積んだ調査員が、毎年、前年度あるいは前回と同じように確保できるとも限りません。大規模調査が大変というのは感覚的には本当に分かるのですけれども、ただ、大規模調査は駄目で、その次の簡易調査だったら良いというのが、理解できないところがあります。郵送回収やオンライン調査の導入につきましても、率直にどのような御意見をお持ちなのか、教えていただけますか。

○鳥島神奈川県健康医療局保健医療部健康推進課たばこ対策グループ主事 神奈川県鳥島と申します。よろしく願いいたします。

確かに現場からも、調査員に回答をチェックされるのが嫌だとして、郵送で回収できないのか、あるいは、オンラインで回答できないのかという声もあり、郵送回収などの導入を望む声は確かにあります。そこは進めていただければと思うのですが、一方で調査員の高齢化も進んでおりますので、事務の負担が大きくなることは、できるだけ少なくしていただければと思っています。

○白波瀬部会長 事務というのは、正確に記入されているかも含めてということですか。

○鳥島神奈川県健康医療局保健医療部健康推進課たばこ対策グループ主事 はい。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

本日御欠席の勝浦専門委員からも御意見をお寄せいただきましたので、その内容について事務局から紹介してください。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 勝浦専門委員からの御意見です。「郵送調査を導入することだけで、回収率が劇的に改善するとは思いません。早急にオンライン調査などを導入すべきではないかと考えています。オンライン調査においては、ロングフォーム、ショートフォームという議論もありましたが、ショートフォームだけをオンライン調査にするとか、世帯票だけをオンライン調査にするなど、いろいろなオプションも考えられるのではないかと」という御意見がありました。以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。この部分につきましては、前回部会で事務局から紹介がありましたように、諮問時の第126回統計委員会において、今回のポスティングによる郵送回収の導入は、精度向上に向けた取組の一つとして一定の評価はできるものの、再来年の2020年に実施する簡易調査からの導入というのは対応が遅い。前倒しして来年の大規模調査から導入するという余地はないのか、調査実施者の現状も踏まえて部会で十分議論してほしいという要望がありました。

これら統計委員会での要望についても御留意いただきまして、ただ今の厚生労働省の説明・報告を踏まえて御意見をいただきたいのですが、その前に、オンライン調査の実施状況について情報をいただけますか。総務省統計局で先行的に各種統計調査における郵送・オンライン回答の導入を図っていらっしゃるのですが、議論・質問等をする前に、まず情報共有として、オンライン調査についての御報告、現状をお知らせいただくと幸いです。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、事務局から総務省統計局のオンライン調査の実施状況についてお知らせします。

まず、総務省統計局で平成29年度に実施しました就業構造基本調査のオンライン回答率は21.8%になっています。前回、平成24年調査のオンライン回答率が4.2%でしたから、大幅に上昇しています。単身世帯やオートロックマンションの居住世帯など、一般に面接が困難な世帯からも、回答確保に一定の効果があったと聞いています。

また、本年実施の住宅・土地統計調査は、現在実施中のため、オンライン回答率はまだ明らかにされておられませんけれども、他調査と同様に、オンラインによる回答を選択する世帯が前回よりも増加している感触を得ていると聞いています。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

すみません、予定時間をもう2分過ぎてしまったのですけれども、15分ほど延長させていただきます。

それでは、ただ今、地方自治体からも、調査実施者からも御説明があったのですけれども、御意見、御質問、よろしくお願ひいたします。

嶋崎委員どうぞ。

○嶋崎委員 4点、質問させていただきます。

厚生労働省作成の審査メモへの回答15ページで、調査員の現状について詳細に教えていただき、その問題の深刻さを理解したところです。

1点目は、大規模調査で7,530人、簡易で1,606人という調査員規模ですけれども、実際には複数の担当ということもあろうかと思しますので、延べ人数でなく、実人数で何人ぐらいが御担当になるのか。

2点目は、若年層の調査員の開拓の工夫は、具体的にどのようなことをなさっているのか。

あとの2点は、先ほどの郵送調査による試験調査についてです。

3点目は、試験A、試験B等で結果的に郵送回収となった世帯とはどういう世帯なのかを教えてください。先ほど来、単身世帯であるとか、オートロック式の集合住宅に居住しているだとか、あるいは共働きとか、そのようなことがあるようだけれども、その様子についてです。

4点目は、先ほど東京都からもありましたけれども、試験Aにした場合の判断基準、いつ郵送に切り替えるかです。ぎりぎりまでということですが、その場合、郵送回収の調査の期限ということを考えますと、実際に回答して投函してくれるかを考えると、かなり判断は現実的に考えると難しいように私は思いました。

そのことが、恐らく28ページの試験Aですと、郵送切替えの世帯の回収数が281世帯のうち55世帯と少なくなるのは、切替えまでの期限が短くなってしまいうので、間に合わない世帯があつてなのかも考えました。それは、試験Bの方が比較的早めに切り替えたことにより、3割ぐらいの回収ということだと、試験Aで締切りがぎりぎりのために過ぎてしまったことがあるのではと考えたところです。

その4点について、教えていただければと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。極めて現場感覚の御質問です。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 まず1点目、調査員の重複ですが、基本的に1地区あるいは1単位区1人です。ただし、世帯票関係と所得票関係を同じ調査員で行う場合はあります。6月に担当した調査員が7月にも担当するという場合は当然あるということです。

2点目の若年の調査員の開拓についてですが、実際には、調査員の選任は、自治体の自治事務という位置付けになっておりまして、各自治体でいろいろ工夫されていると聞いています。この資料でも出していますけれども、特に登録調査員の方が4分の3ぐらいを占めていて、多く活用されていると思っております。

3点目の郵送回収の切り替え世帯はどういう世帯かですが、それは後で説明します。

4点目の郵送回収をぎりぎりまで行ったときに、回答までの期限がないのではという御質問です。調査員が保健所提出期限ぎりぎりまで訪問に努めてもらいます。それでも会えないときに、最後に提出期限前日をもって郵送に切り替えるのです。そこから、おおよそ土日が2回ぐらい入るように、2週間ぐらいの間に送ってくださいますので、保健所に提出するわけではなく、国に直接送ってもらうことになります。ですので、ぎりぎりまで訪問してもらったから、回収率が低いのではないと思っております。

○嶋崎委員 その期限は、試験Bのときの期間と同じということですね。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 基本的には、郵送に切り替えたタイミングからおおむね2週間ぐらいを提出までに取っているということです。

○嶋崎委員 依頼時点から2週間という、その期間は試験Aと試験Bは同じで、コントロールされているということですね。打切りではないということですね。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 はい。

○嶋崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 よろしいでしょうか。どういうものか、次の部会での資料作成をお願いしますか。これはかなり重要な部分だと思います。せっかく調査された訳ですので、どういう世帯が切替えになっているのかですね。今の御質問の裏には、特に若年層の回収率が低い、会うことができないことへの代替案でしたので、結果として若年層の回収率が高くなっているという結果を得られれば、それは一つの成果になりますね。もちろん全体的に上がるというのもありますけれども、そこが分かります。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 次回、資料をお示しします。

○白波瀬部会長 次回、示してください。

北村委員、この辺りについてはいかがですか。

○北村委員 私も方向性としては非常に良いと思います。少し教えていただきたいことがあります。先ほど、オンラインについて、他の府省の調査の話が出ましたが、こういう調査員が訪問する調査の場合のベストプラクティスといいますか、うまく成功している例はどのようなものがあるのでしょうか。ベストプラクティスがあるのであれば、それをベースに実験をするのが良いのではと思います。もしかしたら、専門の先生たちが、3回ぐらいの訪問回数の制限ありと制限なしでやるのが適切な分類であると考えられたのかもしれないのですけれども、そこを確認させてください。それから、先ほど東京都からもお話しがありましたけれども、もし制限なしという場合、調査員のコストといいますか、負担はかなり違ってきます。報告書で分布の表を出していただいて見て、10回も20回も行くところは、それほどたくさんはなかったと思います。平均すれば、大体3回以内に答えてくれているとしても、細かいことを申し上げるようですが、コストの差とかありますと、実験計画法に基づけば、条件を一定にしてとっていない訳で、その辺りはどうなのか気になるところです。

ですから、先ほども言ったように、3回だと、3回一生懸命やって、インセンティブが強いから回収率が低く見えるのですけれども、何回でも行けると考えた場合に、結構回収

率が上がらないという逆のインセンティブが働く可能性もあります。いろいろ状況をコントロールしているのかどうかを見るのが、この実験だと思います。ただ、簡易な実験だったので、そこまで厳しいことはやっていないと思われるのですけれども、そういうことも本当は考えるべきかと思いますし、そもそも他の調査でも、例えば、夜の時間帯に訪問した方が捉えられるでしょうし、若年の単身の人を捉えるにはどうすればいいのか、コツミたいなものがあれば、採り入れて調査員に指示するとか、あってもいいのかと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。今のところ、いかがですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 これは調査員の熱心さとかもありませんけれども、1つは、当たったところの地区の特性によって随分変わってきてしまいます。例えば、勤め人ばかりの地区だと、平日に行ってもなかなか会えない場合には、次は土日に行くとか、各調査員が地区でいろいろ工夫されていると聞いています。

それとあと、訪問回数について、制限といいますか、何回ぐらいまでやればいいのかという話があります。これも調査員や地区によって若干違うのですけれども、ぎりぎりまで訪問してくださいというのは、これまでもずっとそうしたスタンスで行っています。その中で、調査員が、例えば5回ぐらい行っている方もいれば、20回ぐらい行っている方もいらっしゃるって、その辺りは調査員にお任せしています。

調査員手当も、基本的に、私どもで基準額を示しておりまして、基準どおり支払いされているところもあれば、出来高みたいな形で自治体の裁量で行っていただいている、本当にいろいろな形で運用がなされています。逆に5回までで良いとしますと、今まで頑張って5回以上訪問して下さっていた調査員がやらなくなって、その分の回収が落ちるということもあるので、あまり標準が5回ですから5回までで良いとはしない方が良いのではないかというのが調査実施者としての考えです。

○白波瀬部会長 どうぞ、永瀬委員。

○永瀬委員 先ほど勝浦専門委員から、オンライン回収を全部でなくても一部でもやったらどうかという話がありました。そうすると、例えば世帯票だけ実施したら、どういった対象が回答していないのかも分かるかもしれませんが、そういうオンラインに踏み切るという点はどうでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 もちろんオンライン調査の検討というのは、当然やります。ですが、国民生活基礎調査は今、2回・2ルート・5票の調査票で実施しています。オンライン調査の検討の際には、そういった現在の構成をどうするのかも含めて検討しようと思っております。部分的に世帯票だけ導入すればいいということではないと思っています。

5つの調査票の再編の仕方によっては、個人票と世帯票みたいな2つの調査票にしまえば、世帯票だけ実施するというような部分的実施はなくなるのだらうと思います。そういった工夫をどうするかということも含めて考えるということです。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。時間が来てしまったので、ここで一旦切らせていただくしかありません。今、一連の御説明を聞いていたのですけれども、何を目的に、何を優先順位に調査の変更を行うのが大切になってくると思います。いかなる変更もリ

スクは伴い、それは嫌だという意見が出てきます。それでもお願いしたいということで変更の審議ができると思います。例えば、訪問回数は5回か3回かという、今、北村委員の質問については、調査員の負担軽減というところで踏み切るのであれば、それを通して一つは導入するとかですね。現場では期限ぎりぎりの最後まで訪問してくれているという事実があるといっても、一方で現場からは負担であるという意見があれば、調査実施者としては「こうして下さい」という何か積極的な指針が必要であるとの感想を持ちました。

今、御説明の中で、調査実施者は統一的な値段しか示しておらず、各自治体で具体的に苦勞されている調査員について、報酬額を上げているので、結果として報酬はばらばらとなっていますということでしたけれども、そういう説明はいかがかだと思います。そういう事実があるのであれば、調査実施者でどういう形の対応ができるのかは、もう少し、現場と実施者の間の意見交換を行って改善ができないのか。そうした対応ができる自治体ですと改善は進むし、対応できない自治体だと対応できなくても仕方がないですねとなってしまうと、調査の雰囲気も悪くなっていて、地区間でいろいろ差が生じたりする事態になるかもしれない。今の厚生労働省の御回答があまりにも淡々とされていることに、私はショックを受けています。それぐらい大変な調査をお互いの協力の下に行われているという説明だったのだと理解しています。ただ、何を目的にし、リスクを取るのか、変更するということでリスクを取っていただき、御説明に出向いていただくのが伝わってこないところがありますので、引き続き、次回御説明いただきたいと思います。

永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 話題が違うのですが、次回部会で、もしも検討いただけたらありがたい点を申し上げます。今、高齢者の人口に占める割合が増加していますが、結果表の表章について、年齢階級の分類が、「80歳以上」程度で一括となっているため、研究者の中で、高齢者の分析がしにくいという話になっております。もう少しそこを細かく、80歳から85歳とか、85歳から89歳とか、もちろん人数が減ってくるという問題はありますけれども、その辺の表章について、少し対応できないかどうか、次回御検討いただければと思います。

○白波瀬部会長 結果表の表章については、後ほどでお願いいたします。今回、それより中心的に力を入れなくてはいけない議題がありますので、その点、御理解いただけるとありがたいです。

最終的な整理がいつになるか分かりませんが、引き続き審議を進めたいと思います。調査実施者におきまして、本日の議論を踏まえまして、改めて前向きな整理・検討を、どうかよろしくをお願いいたします。幾つか資料や説明の要求もありましたので、よろしく御準備をお願いいたします。

本日の議論の状況を踏まえまして、大変申し訳ありませんけれども、次回11月19日では、審議を終了するのは極めて困難と判断します。このため、大変忙しいところ、誠に恐縮ですが、4回目の審議の日程調整を事務局から行いますので、是非御協力をどうかよろしくをお願いいたします。

本日の審議内容につきましては、追加質問、お気付きの点がありましたら、時間が短くて恐縮ですが、11月12日の月曜日までに事務局まで電子メールで御連絡いただけま

すと幸いです。

本日配布されております資料2-2は、次回の部会において審議する事項の論点に対する調査実施者の回答も記載されていますので、御覧になっていただきまして、追加の説明が欲しいということでしたら、11月12日月曜日までに御連絡を事務局までお願いいたします。

本日の部会の議事概要については、後日、事務局からメールにて照会いたしますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。11月22日木曜日に開催予定の統計委員会に、本日の議論を含めまして報告させていただきます。

次の部会につきまして、事務局から連絡をお願いします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 次回の部会につきましては、11月19日月曜日の10時から、この会場で開催させていただきます。次回は、本日、調査実施者において改めて確認・整理が必要とされた事項について審議した後、残りの論点について審議したいと考えております。

本日お配りした資料につきましては、次回の部会でも使用しますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。もしお荷物になるようであれば、そのまま席上に残したままにしていただければ、事務局で保管し、次回の部会で御準備させていただきます。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。時間延長になりまして、大変申し訳ありませんでした。どうかよろしくお願いいたします。

以上です。